

2021年5月19日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ 御中

〒104-0061

東京都中央区銀座四丁目12番15号

SMBC コンシューマーファイナリティ株式会社

代表取締役 金子 良平

再検討要請書のご回答

標題の件、2021年1月29日付「再検討要請書」に関し、下記の通りご回答いたします。

記

消費者契約法10条に違反するとされる条項は、①法令中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するものであって、かつ、②信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであることが必要です。

横浜銀行カードローン保証委託約款（以下「本件約款」といいます。）6条2項は、前回回答に記載の通り、①及び②に直ちに該当しているとは言えないものと考えておりますが、貴団体の主張される意見も踏まえ本件約款の記載内容について以下の通り修正を予定しております。

変更前

<第6条（求償権の事前行使）>

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。

- ①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
- ②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき
- ③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき
- ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき

2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否とを問わず、求

償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないものとします。

修正案

<第6条(求償権の事前行使)>

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。

- ①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
- ②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき
- ③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき
- ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき

2. 前項の規定により保証委託者が保証会社に対して償還をする場合において、金融機関等が全部の弁済を受けない場合は、保証委託者は、保証会社に担保を供させ、または保証会社に対して自己に免責を得させることを請求することができるものとします。

3. 前項に規定する場合において、保証委託者は、供託をし、担保を供し、または保証会社に免責を得させて、その償還の義務を免れることができるものとします。

以上